

岩手県人事委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成18年岩手県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(知事部局の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項に掲げる事務について、総務部総務事務センター<u>職員福祉担当課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3 第1項に掲げる事務について、総務部総務事務センター<u>給与旅費担当課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>臨時的任用職員の任免に関すること。</u></p>	<p>(知事部局の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項に掲げる事務について、総務部総務事務センター<u>所長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>臨時的任用職員の任免に関すること。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。